

# わが国の福祉オンブズマン制度研究に関する考察

## — 海外におけるオンブズマン制度研究のわが国への影響 —

A Consideration on welfare-ombudsman system study in Japan  
- Influence of Japan from the Ombudsman system study in overseas -

島田 肇

Hajime SHIMADA

キーワード：オンブズマン、特殊オンブズマン、行政型オンブズマン、私的オンブズマン

Key words : Ombudsman, Correctional Ombudsman, Executive Ombudsman, Private Ombudsman

### 要約

本稿では、わが国におけるオンブズマン制度の歴史的発展段階である、①オンブズマン制度考察期（1956–1979）、②オンブズマン制度導入検討期（1980–1989）、③オンブズマン制度実践期（1990–現在）に沿って、主に、私的オンブズマン、特殊オンブズマン、行政型オンブズマンの視点から、各段階でのオンブズマン制度に関する海外からの影響について考察を行った。その結果、考察期には主にいち研究者による海外のオンブズマン制度研究や論文の紹介が国内では行われ、わが国独自の制度構築には至らず、また導入検討期では、国内でのオンブズマン制度研究会の立ち上げを契機とする行政を中心とした海外のオンブズマン制度や実践に関する情報の収集とわが国のオンブズマン制度構築へ向けた始動、そして実践期に至りわが国独自の福祉オンブズマンの実践や研究が国内で展開していくことが明らかになった。そして、わが国のオンブズマン制度研究に最も大きな影響を及ぼしたのが考察期においてであり、導入検討期や実践期にあっては海外からの影響はほとんど見えず、独自の展開を見せていることがわかってきた。

### Abstract

This paper follows the historical phases of development of Japan's ombudsman system - ① discussion of ombudsman systems (1956-1979), ② consideration of adoption of an ombudsman system (1980-1989), and ③ implementation of an ombudsman system (1990-present) - and considers overseas influence on the ombudsman system during each stage, mainly from the perspective of private ombudsman, specialist ombudsman, and administrative ombudsman. As a result, it was found that in Japan during the discussion phase, mainly a researcher conducted the introduction of overseas ombudsman system research and theses, and so a unique, Japanese system was not

devised. Further, it became clear that during the phase of consideration of adoption, mainly the administration handled the gathering of information on overseas ombudsman systems and implementations, and initiated the move toward building a Japanese ombudsman system, upon the beginning of the domestic ombudsman system research society. It also became clear that when the implementation phase was reached, implementation and research began domestically regarding a unique, Japanese welfare ombudsman. It was learned that during the various phases, overseas influence had the largest effect on Japanese ombudsman system research during the discussion phase, while during the phase of consideration of adoption and implementation phase, almost no overseas influence is visible, and developments are unique.

## はじめに

近年、わが国では、さまざまな分野で、第三者という言葉を含んだタームが使われているのを目にする。第三者という人あるいは機関に、何か特別な機能や役割がもとめられているかのようである。実際、当事者だけの間では解決困難な出来事や理解の難しい事象に対して、全くその場とは関係のない第三者が登場することで、そうした出来事や事象がスムーズに解決したり理解できるようになることがある。第三者の持つ客観性や利害関係のない立場からの視点が、一見無責任のようにも思われる提案や気づきによって、それまで霧に紛れていた解決へのルートを、わずかにではあるがわれわれに示してくれることがある。

本稿では、社会福祉の分野に限定し、年来第三者というスタイルにその機能が注目されているオンブズマン（以下、「福祉オンブズマン」と言う）について、おもに海外でのオンブズマン制度研究とわが国のオンブズマン制度研究との関係に焦点をあてて考察する。

かつて筆者は、わが国の福祉オンブズマン制度について研究するに際し、その研究動向に焦点を当てた考察を行った（島田 2004）。その際に明らかになったことは、今日のわが国のオンブズマン制度が、いくつかの歴史的段階を経て発展してきたということである。以下、本稿では、そうしたわが国のオンブズマン制度の段階的発展に沿って、海外でのオンブズマン制度研究がわが国のオンブズマン制度研究に与えた影響について考察を行う。

## 1. わが国におけるオンブズマン制度研究の動向

今日、わが国におけるオンブズマンに関する研究は、行政、司法、律法、労働、社会福祉等、様々な方面との関連で行われている<sup>(1)</sup>。しかし、こうした状況に至るまでには、歴史的には何段階かの転換期を経ることが必要であった。

筆者による研究では、わが国のオンブズマン制度は、次のような段階を経て発展してきている

(鳥田 2004:14).

①オンブズマン制度考察期 (1956-1979)

②オンブズマン制度導入検討期 (1980-1989)

③オンブズマン制度実践期 (1990-現在)

各期の特色を鳥瞰すると以下のようなになる。

オンブズマン制度考察期 (1956-1979) (以下、「考察期」と言う) では、おもに諸外国のオンブズマンやオンブズマン制度に関する紹介を中心とした研究が行われている。わが国には、独自の苦情相談制度として、行政相談制度が1955年から存在するが、この時期に行われた行政相談制度に関する研究は、諸外国のオンブズマン制度との比較検討をおもな作業とする内容が主体であった。代表的なものとしては、山本正太郎 (1963) 「行政救済と Ombudsman」、綿貫芳源 (1967) 「行政相談委員 - わが国におけるオンバツマン Ombudsman (1) - (4)」, 楠元茂 (1969) 「行政上の苦情処理と Ombudsman の思想」、日本弁護士連合会 (1972) 「オンバツマン制度研究委員会報告 (1972-1974)」, 萩原金美 (1976) 「私的オンブズマンと行政調停制度 - 日本弁護士連合会オンバツマン制度研究会委員会の調査研究活動に関連して - 」等がある。こうした研究は、海外でのオンブズマン制度の紹介を行いながら、同時に行政相談制度の内容について触れる構成をとっている。研究書としては、1979年にオンブズマン制度に関する最も早い著書として、小島武司と外間寛の編集による『オンブズマン制度の比較研究』(中央大学出版部) が出版されている。

考察期のわが国におけるオンブズマン制度研究の特色は、前記したわが国の行政相談制度と海外でのオンブズマン制度との比較検討や、特殊オンブズマンに関する研究<sup>(2)</sup>、公的オンブズマンに関する研究<sup>(3)</sup>、私的オンブズマンに関する研究<sup>(4)</sup>といった、オンブズマンの性格に視点をあてた分類考察が行われたことである。こうした研究は、今日、福祉オンブズマン制度について考察する上で意義あるものとなっている。それは、わが国の福祉オンブズマンが、一般的オンブズマンとは違う特殊オンブズマンであり、公的なものと私的なものとに大きくその設置母体も分かれて展開されてきているからである。

次に、オンブズマン制度導入検討期 (1980-1989) (以下、「検討期」と言う) は、行政管理庁 (現総務省) によるオンブズマン制度研究会の設立を契機とした、本格的なわが国でのオンブズマン制度構築へ向けた取り組みが開始された時期として位置づけられる。1987年には総務庁 (現総務省) 内に設置された行政苦情救済推進会議が、日本型オンブズマン制度として海外に紹介されるなど、オンブズマン制度の世界的な動向に歩調を合わせた兆しも見せている<sup>(5)</sup>。

また、この時期は、公務員不正事件<sup>(6)</sup>を契機として、第三者機関としてのオンブズマン制度に対する国民の感心が高まった時期でもある。

オンブズマン制度に関する研究では、それまでの海外のオンブズマン制度紹介をベースとしな

がら、公務員の不正事件をきっかけとする行政管理庁（現総務省）内つくられた「オンブズマン制度研究会」の動向を背景として、国内でオンブズマン制度導入を図ることを前提とした研究が行われている。具体的には、わが国の歴史的、社会的、政治的、法的な風土に合ったオンブズマン制度の導入に関する検討（市原 1981）や、わが国にオンブズマン制度を導入するための条件に関する検討（片岡 1980）を行った研究などである。また、この時期には、海外のオンブズマン制度を紹介した翻訳書も数冊出版されている（宇都宮・砂田 1980、川野 1989、園部 1989）<sup>(7)</sup>。

オンブズマン制度実践期（1990-現在）（以下、「実践期」と言う）では、1990年の公的オンブズマン機関の設立<sup>(8)</sup>を機に、社会福祉の分野を中心に、公私にわたる福祉オンブズマン機関が作られ、実践される時期である。また、それらと並行して社会福祉分野以外にも第三者機関としてのオンブズマン組織が誕生した時期でもある。

この時期のオンブズマン制度に関する研究としては、その多くが、わが国独自のオンブズマン制度の構築へ向けた内容のものであり、考察期や検討期に見られたような海外のオンブズマン制度紹介を主とする内容の研究は少ない。また、この時期は、実際のオンブズマン活動やその活動組織に関する実践報告が数多く報告され、実践研究も多く行われている<sup>(9)</sup>。

ここで、本稿の趣旨に沿って、わが国のオンブズマン制度研究の段階的展開を見ると、海外からのオンブズマン制度に関する情報は、考察期において最も多い。実際、諸外国でのオンブズマン制度や行政府管理委員会（Parliamentary Commissioner for Administration）に関する研究や報告等は、著書や論文、年間報告、裁判記録等、相当な量に上るが、わが国に紹介され、わが国の研究者によって研究資料として引用または参照等されているものはかなり限定的である。表-1に記されている諸外国の研究論文は、わが国の研究者によって多く引用等されている文献である。

考察期における諸外国のオンブズマン制度研究に対するわが国の反応としては、研究者によるオンブズマンという耳慣れないスウェーデン語に対する知的関心によるものや、法務省人権擁護局、行政管理庁行政監察局、経済企画庁消費者行政課等の行政官庁、または実務者レベルでは日本弁護士連合会や国民生活センター等に調査や研究等がある。

しかし、考察期における諸外国のオンブズマン制度研究がわが国に及ぼした影響という点からすると、今日のオンブズマン制度（特に福祉オンブズマン制度）を考察する上において、この時期の諸外国の研究がわが国のオンブズマン制度研究及びその実践にどのような意義があったかという視点が重要である。その意味で、考察期の海外での研究に影響を受けたと思われる私的オンブズマン、特殊オンブズマン、行政型オンブズマンに関するわが国の研究が、その後のわが国のオンブズマン制度（特に福祉オンブズマン制度）に関する研究や実践にどのような影響力を及ぼしたかを考察することには、大きな意味があると考えられる。従って以下では、これらの研究に影響力があつた海外の研究を中心に考察を進めることとしたい。

## 2. オンブズマン制度考察期における海外での研究とわが国への影響

今日のわが国の福祉オンブズマン制度について考察する上では、私的オンブズマン、特殊オンブズマン、行政型オンブズマンに関する考察は重要である。それは、今日の福祉オンブズマン（制度）が、社会福祉という限られた分野を対象とする特殊なオンブズマンであり、また一般市民によって組織され活動している私的福祉オンブズマンや行政によって組織されている行政型のオンブズマンなど、大きく三通りに分けることができるからである。

こうした諸類型（私的、特殊、行政型）に分けて考察する方法は、考察期における海外のオンブズマン制度研究から直接、間接を問わず影響を受け、今日の福祉オンブズマン制度に関する研究を行う上では土台をなしているものと考えられる。

1) 私的オンブズマンについては、1976年の萩原金美による「私的オンブズマンと行政調停制度 - 日本弁護士連合会オンバツマン制度研究委員会の調査研究活動に関連して -」（萩原 1976:38）の中で考察されている<sup>(10)</sup>。ここでは、日本弁護士連合会オンバツマン制度研究委員会（以下、「委員会」と言う）が、わが国へオンブズマン制度導入を検討する議論の中で登場した私的オンブズマン構想について記されている。

委員会では、最終的には私的オンブズマン制度を日弁連の中に設けることのメリットと必要性は認められたものの、予算措置等の理由から、現実論として困難であるという結論となっている。

萩原が、弁護士という立場から、そうした結論に対して、なおも私的オンブズマン制度の必要性を主張した背景には、わが国に従来から存在していた「個別救済に力点をおく行政管理庁および行政相談委員や地方自治体による苦情処理制度と並んで、より基本的構造的な苦情の処理に力点を置く機関として、行政部から完全な独立性を保障されたオンブズマン制度の設置が構想されるべき」（萩原 1976:37）と考えていたからである。そして萩原は、前記委員会で調査研究を行う過程で学んだゲルホン（Gellhorn, Walter）の研究で、ゲルホンが『オンブズマン・その他 - 九つの国々における護民官達 - 』<sup>(11)</sup>の中で指摘しているオンブズマン制度が成功するための基本的条件について触れることで、さらに私的オンブズマン制度の導入の可能性を模索し、主張し続けたのである。

ゲルホンによれば、その条件とは、①オンブズマンになる人物の重要性、②オンブズマンの選任者が、制度の目的を十分に理解していること、③オンブズマンの批判の客体である公務員自身が、オンブズマンの意義を理解し、究極の目的や任務においてオンブズマンと同じ土台に立つことができること、④よく統治するためによき市民を得ること、であるとしている（Gellhorn 1966: 422-438）。この中で萩原は、特に③の重要性について指摘し、わが国の行政活動の閉鎖性について、特にスウェーデンとの大きな違いを述べ、わが国の（公的）オンブズマン制度の立法化や立法化に基づく公文書等の公開に関する制限の撤廃の困難性という点から、わが国での（公的）オンブズマン制度の可能性の低さを指摘し、その上で私的オンブズマンの重要性を述べている（括

弧は、筆者による)。

また、萩原が、私的オンブズマンは、「新聞その他の報道機関と連携・協力し、わが国の行政活動の漸次的公開を促進するために大きな役割を負う」(萩原 1976:39)としている。また、「公共心と正義感に富む学者や研究者、学生、市民団体等がボランティアに協力し合うことで、私的オンブズマンの活動や調査力は強大になる」(萩原 1976:39)と述べている点は重要である。

ゲルホンの『オンブズマン・その他 - 九つの国々における護民官達 -』は、ゲルホン教授<sup>(12)</sup>が、「1964年から1965年にかけて、15ヶ月間デンマーク、フィンランド、ニュー・ジーランド、ノルウェー、スウェーデン、ニューゴスラビア、ポーランド、ソビエト連邦、日本の九ヶ国で行った、オムブズマンないしそれに類似する制度の実態調査に基づく研究」(園部 1967:133)であり、アメリカの主要なロー・レビューに別々に発表されたものをまとめた構成になっている(園部 1967:134)。

著書の中でゲルホンは、わが国の公務員と市民との間の紛争解決の方法として、行政管理庁行政監察局の業務、法務省人権擁護局、都道府県・市町村公共団体の相談業務等の内容を紹介しており、「高度に個人的でなく、官僚的な苦情処理機関の日本における実験は大いに注目すべきもの」(早川 1966:99)として賞賛している。

私的オンブズマンの構想は、ゲルホンによるものではないが、当時のわが国における苦情処理への対応の仕方、つまり実際に公務員が過誤を犯した場合でも公表されずに覆い隠そうとするかほとんど関心がはられないという行政内の統制の体質がある以上、わが国の行政管理庁や行政相談員制度等では、個別的な苦情の救済については、有効である場合もあるが、日本の官僚組織や官僚の体質から構造的に発生する苦情の救済にはほとんど無力ではないか、という萩原の考えに基づくものである。

行政部からの完全な独立を保障されたオンブズマン制度の設置が必要であるという考えが私的オンブズマン制度の構想になっている。

2) 特殊オンブズマンについては小島武司の研究によってはじめて紹介されている(小島 1976:26, 小島・外間 1979:324-362)<sup>(13)</sup>。

特殊オンブズマンは特定の分野に限定して機能するオンブズマンである。小島は、その代表的なものとして、スウェーデンやデンマーク、ノルウェーの消費者オンブズマンについて論文の中で紹介している(小島 1976:26)。

小島が、特殊オンブズマンについて触れたのは、フィッツハリス(Timothy L. Fitzharris)の研究(Fitzharris 1973)<sup>(14)</sup>やスウェーデンの消費者オンブズマンに関する論文に依るところが大きい<sup>(15)</sup>。

スウェーデンの特殊オンブズマンを例として、一般オンブズマン(議会の任命による)とどのように異なるかについて見ると以下ようになる(小島・外間 1979:359-362)

- ①一般オンブズマンの対象は行政機関であるのに対して特殊オンブズマンは、例えば消費者オンブズマンであれば特定企業であり、報道オンブズマンであれば特定の報道機関であって、行政機関以外の機関である。
  - ②一般オンブズマンは議会によって任命されるが、特殊オンブズマンは政府によって任命される。
  - ③一般オンブズマンの権限は調査・勧告・公表・訴追であるのに対して、特殊オンブズマンは差し止め命令を出すことができるなど、強い権限が与えられている。
  - ④一般オンブズマンは、行政についての専門的知識を持たない法律家であるのに対して、特殊オンブズマンは特定の領域についての専門的な知識を持ち、効率的な苦情処理が期待できる。
  - ⑤一般オンブズマンは、対象領域が行政全般に及んでいるので窓口が広くなりアクセスに都合が良いという長所があるのに対して、特殊オンブズマンは管轄領域が限定されているので、窓口が狭くなり、苦情の提起機関を限定できずにアクセスを困難にする欠点を持っている。
- 特定領域を対象とした特殊オンブズマンについて何の知識も持たなかった当時のわが国において、特殊オンブズマンに関するこうした事例や研究は、その後、社会福祉分野を対象として福祉オンブズマンを誕生させる上において、意義のある先行事例であり、福祉オンブズマン制度研究の上でも重要な先行研究となっている<sup>(16)</sup>。

3) 行政型オンブズマン<sup>(17)</sup>は、渡辺栄文(1979)の『行政オンブズマン論』によって初めて体系的に研究されている<sup>(18)</sup><sup>(19)</sup>。

渡辺は、この論文の中で、行政的オンブズマン制度の特徴や行政的オンブズマン制度の生成、議会的オンブズマン制度との比較、議会的オンブズマン制度との関係について触れることで、行政的オンブズマン制度(わが国では、この制度に該当するものとして行政相談員制度がある)の特色を説明しようとしている。

渡辺によると行政的オンブズマン制度の特徴は、行政部の首長の任命によること、行政組織の一部であること、主として行政苦情を処理すること等である(渡辺 1979:65-67)。こうした指摘は、渡辺が行政的オンブズマン考を行うにあたり参考としたドラン(Dolan 1969)やワイナー(Wyner 1973)<sup>(20)</sup>の文献に依るところが大きい。

また、行政的オンブズマン制度の議会的オンブズマンとの違いについては、勧告の実効性について、前者が行政首長からの命令という直接的なものであるのに対して、後者は議会を介した間接的なものであるとしている。行政調査については、どちらも調査対象が行政であることから、前者が内在的(行政政府から独立せずに)に調査するかたちを取るが、後者は外在的(行政政府から独立して)に調査することとなる。また、オンブズマンの存続性については、行政的オンブズマンは、行政首長がその地位を去ると共に消滅する場合があるのに対して、議会的オンブズマンではそうしたことはない。こうした行政的オンブズマン制度と議会的オンブズマン制度との違いに

については、アンダーソン（Anderson, S. V.）の研究に依るところが大きい（Anderson 1972, 1973）。

### 3. オンブズマン制度導入検討期における海外での研究とわが国への影響

検討期は、前記したように、行政管理庁（現総務省）内に設けられたオンブズマン制度研究会での制度導入へ向けた検討会の開始を契機とする、本格的なわが国におけるオンブズマン制度樹立への取り組みがはじめられた時期である。

検討期のオンブズマン制度に関する海外の研究動向としては、カイデンの編集によるオンブズマンの国際ハンドブック（Caiden 1983）の作成がまずあげられる。ローワットによれば、オンブズマン制度は、1955年当時、世界にはまだスウェーデン、フィンランド、デンマークの3ヶ国にしか存在せず、1962年にはノルウェーとニュージーランドの二ヶ国がこの制度を採用し、1966年になるとガイアナで採用され、1967年にはイギリスやカナダのいくつかの州、そしてアメリカのハワイ州で採用されたこととなっている（Rowat 1973＝川野訳 1989: i）。国際ハンドブックが出版された1983年には、世界中で31ヶ国、90の国や州あるいは自治体レベルでオンブズマン制度が採用されている（Rowat 1973＝川野訳 1989: i）。こうした世界的レベルで発展したオンブズマン制度の動向を見越した上で作成された国際ハンドブックは、オンブズマン制度を世界中に広げる上においても、またわが国でオンブズマン制度を定着させる上においても大いに影響力があったと考えられる<sup>(21)</sup>。

また、この時期、国内では、以前海外で出版されていたオンブズマン制度に関する研究書（Rowat 1973, Stacey 1978）が翻訳され出版されている（宇都宮・砂田 1980, 川野 1989）<sup>(22)</sup>。

この時期（1980-1989）の海外における、いち研究者によるオンブズマン制度研究では、特にわが国のオンブズマン制度研究に大きな影響を及ぼした研究はほとんど見あたらない。考察期に行われたローワット（Rowat 1965）やゲルホン（Gellhorn 1966）、アンダーソン（Anderson 1969）、ウィークス（Weeks 1973）等の研究が考察の対象とされているのみである。日本国内でもオンブズマン制度を題材とした本格的な研究が次第に行われはじめ<sup>(23)</sup>、力作として内容の充実した研究論文が著されてきているが、それらはまだ、その多くが日本国内のオンブズマン制度の充実の遅れに影響されて、海外のオンブズマン制度紹介に偏りがちであった。

しかし、この時期は、わが国へのオンブズマン制度導入が本格的に検討されはじめたということもあり、世界のオンブズマン制度の動向に関する情報の収集が政府によって活発に行われた時期でもあった。1980年2月からスタートしたオンブズマン制度研究会では、諸外国のオンブズマン制度について3回に渡る検討会（1980年3月-5月）を行い、スウェーデン、デンマーク、イギリス、フランス等のオンブズマン制度についての勉強会が行われている。また、1986年6月にまとめられたオンブズマン制度研究会の最終報告書の中でも、諸外国のオンブズマン制度に

関するかなりの量の報告資料が添付されている。それらはいずれも、各国のオンブズマン制度に関する概況報告ではあるが、その後のわが国におけるオンブズマン制度実践期前の準備としては十分であったと言えよう。

#### 4. オンブズマン制度実践期における海外での研究とわが国への影響

実践期におけるわが国のオンブズマン制度に関する研究は、1990年に東京都中野区で始まる福祉サービス苦情調整委員制度以降の、公私に渡るわが国独自のオンブズマン実践に関する研究や実践報告が行われながら展開していく。わが国独自というのは、わが国の場合、社会福祉の分野を対象とする特殊オンブズマンがまず発展し、次第に他の分野に波及していくという、本来の議会や行政機関を念頭に置いたオンブズマンとは異なる役割と様式を担う過程をたどってきたということである<sup>(24)</sup>。従って、実践期のわが国のオンブズマン制度研究の特色は、試行錯誤を繰り返しながら、社会福祉の領域を中心とした実践研究が蓄積されていく時期といえよう（島田 2004:21）。

この時期における海外でのオンブズマン制度に関する研究で、実践期のオンブズマン制度やその活動に大きく影響したと思われる論文や著書は、著者の調べた限りでは見あたらない。これは、この時期に海外で行われたオンブズマン制度に関する研究は、その多くが議会や行政機関を対象とするオンブズマンに関する研究であったため、わが国独自に展開した福祉オンブズマンの研究や実践に影響を及ぼすものが登場しなかったためと思われる<sup>(25)</sup>。

国際的な動向としては、1994年6月に総務庁や全国行政相談委員連合協議会の共催による国際シンポジウム「オンブズマン・行政相談・行政手続 - 公正、透明で信頼される行政を目指して -」が東京で開かれ、ウェーデン、カナダ、韓国、フランス、オーストリア、イギリス、アメリカ、中国、ニュージーランド等のオンブズマンが参加した（林屋 2002:54）。林屋によると（2002:54-55）、このシンポジウムでわが国は、「行政苦情救済推進会議」を中軸とする行政相談制度を「日本型オンブズマン」として世界に紹介することに力点を置いていた。確かに、前記したカイデンのオンブズマン国際ハンドブック（Caiden 1983）が著された時点のわが国では、いまだオンブズマンという言葉すらも国内では認知度が低く、従来からあった行政相談制度にオンブズマンと同じ機能を写し見ていたくらいが大いにあったことを考えると、国際シンポジウムでのわが国のそうした姿勢は評価できよう。

また、総務庁は1993年3月、国際オンブズマン協会に準加盟し、同年10月に正式加盟をしている（林屋 2002:55）。

こうしたオンブズマンの国際的動向に標準を合わせたわが国政府の姿勢は、国内の福祉オンブズマンを含めたオンブズマン制度研究全般にも、多大な影響を与えたと考えられる。

## おわりに

海外におけるオンブズマン（制度）研究のわが国への影響という視点から本稿では考察を行った。しかし、海外のオンブズマン制度はわが国のそれと比べ、時間的・内容的に見ても、またオンブズマン制度の土台となっている政治や行政システム自体を見ても、比べられない程に進んでいるかあるいは比べる基準自体が異なっているのは避けられない事実である。従って、本稿では、海外における研究のわが国への研究や実践に及ぼす影響という視点からしか見て取ることができなかった。

司法機能以外による被害者救済という性格を持っている第三者機関としてのオンブズマン制度が、わが国の場合、社会福祉の分野で急速に発展したのは、わが国独自の風土や文化の影響によるものであろう。海外ではもっぱら、議会や行政機関との関係からオンブズマン制度が論じられてきたのに比べると、わが国特有のスタイルを持っている。従って、本稿が、わが国特有の段階的発展に基準を置いて、各期における海外の研究からのわが国への影響を見たことには意味があると考える。

今日のわが国におけるオンブズマン制度に関する関心は、特に特殊オンブズマン（制度）に偏り、行政救済については、今でもわが国に由来から存在する行政相談制度に大きく依存している。このことだけを見ても、海外では一般化している議会や行政機関に焦点を当てたオンブズマン制度が、何故わが国内では発展せず、特殊オンブズマン制度のみが発展したのかについて考えることも大きな課題と言えよう。こうしたことが次第に明確になってきたことだけでも、わが国におけるオンブズマン制度のこれからの発展を考えた場合には意義のあることであり、海外のオンブズマン制度がわが国のオンブズマン制度に影響力があつたと考えるべきかもしれない。

### 【注】

- (1) 国立情報学研究所情報検索サービス (NACSIS-IR) によると、2004年8月現在、オンブズマン（制度）に関する研究件数は、科学研究費補助金研究成果・17件、民間助成研究成果・4件、学術雑誌目次速報・20件、科学研究費補助金採択課題・3件、引用文献索引・1件、雑誌記事索引・150件、民間助成決定課題・1件、国立国会図書館洋書目録・38件にものぼる。
- (2) 小島武司（1976）「オンブズマンの構造と哲学 - 監察・相談・苦情処理の法理」『ジュリスト』624（有斐閣）では、北欧諸国における特殊オンブズマンに関する考察が行われている。
- (3) 園部逸夫（1970）「新しい抑制機構 - オンブズマン -」『現代の法理論（ジュリスト）』（有斐閣）では、公的オンブズマンと私的オンブズマンの考察が行われている。
- (4) 萩原金美（1976）「私的オンブズマンと行政調停制度」『ジュリスト』624（有斐閣）では、私的オンブズマンの考察が行われている。
- (5) 「日本型オンブズマン制度」について最初に触れたのは、1977年のロッキード事件を契機として政府内

につくられた「航空機疑惑問題等防止対策に関する協議会」の中においてである。その後、1983年の第二次臨時行政調査会第5次答申（最終答申）において、日本型オンブズマンの将来展望について提言が行われた。

- (6) 1977年、アメリカのロッキード社は、当時の総理大臣である田中角栄やその他の多くの政治家に賄賂を渡し、ロッキード社の開発したジェット旅客機購入の見返りを求めた事件を起こした。ロッキード社によるこの事件によって、政府内に「航空機疑惑問題等防止対策に関する協議会」が設置され、1979年の提言により、「わが国の風土にあったオンブズマン制度」のあり方が指摘された。「オンブズマン制度研究会」はこの提言に基づいて設置され、1980年より調査・研究に着手している。
- (7) ①フランク・スティシィ（宇都宮深志，砂田一郎監訳）（1980）『オンブズマンの制度と機能 - 世界10か国の比較研究』東海大学出版。  
 ②D.C.ローワット（川野秀之監訳）（1989）『世界のオンブズマン構想』早稲田大学出版部。  
 ③園部逸夫（1989）『オンブズマン法』弘文堂。
- (8) 東京都中野区は、全国で初めて、中野区の条例に基づいて「中野区福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）」を設置した。自治体が設立母体である公的なオンブズマンとしては、しかも福祉の分野を対象としたオンブズマンとしてはわが国では最初である。
- (9) ①安藤高行（1994）『情報公開・地方オンブズマンの研究』法律文化社。  
 ②株式会社オンブズマン編（1996）『株式会社オンブズマンは何をめざすか』かもがわ出版。  
 ③安藤高行（1997）『憲法の現代的諸問題 - 情報公開・地方オンブズマン・議員免責特権・良心の自由』法律文化社。  
 ④辻 公雄（1998）『実践的の市民権論 - 市民の視点とオンブズマン活動』花伝社。  
 ⑤篠原 一，林屋礼二『公的オンブズマン』信山社。  
 ⑥窪 則光（1999）『この指とまれオンブズマン』花伝社。  
 ⑦福祉オンブズマン研究会（2000）『福祉“オンブズマン”』中央法規出版。  
 ⑧特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン編（2000）『患者の権利オンブズマン』明石書店。  
 ⑨宇都宮深志（2001）『公正と公開の行政学 - オンブズマンと情報公開の新たな展開』三嶺書房。  
 ⑩篠原 一（2001）『警察オンブズマン』信山社。  
 ⑪林屋礼二（2002）『オンブズマン制度』岩波書店。
- (10) 私的オンブズマンに関する指摘は、園部逸夫（1970）の「新しい抑制機構」（ジュリスト増刊『現代の法理論』）の中で最初に行われている。ここでは、アメリカやカナダ、イギリス等の簡単な実践例の紹介があるのみであり、わが国への具体的な導入を前提としたものではない。萩原金美は、1976年に私的オンブズマンの考察を行う前にも、「オムブズマン（オンバツマン）制度の動向について」（『自由と正義』26（2））日本弁護士連合会）の中で、私的オンブズマンの必要性・有効性について指摘している。
- (11) Gellhorn, Walter (1966) *Ombudsmen and Others: Citizens' Protectors In Nine Countries*, Harvard University Press. の中で日本に関する部分としては、早川武夫訳（1966）「日本における公務員との紛争の解決（一）～（五）」『ジュリスト』338-342（有斐閣）がある。
- (12) ウォルター・ゲルホン（Gellhorn, Walter）コロンビア大学教授で行政学を担当。

- (13) 特殊オンブズマンに関しては、The Swedish Institute (1973) Fact Sheets on Sweden - The Swedish Ombudsmen, Fitzharris, T. L. (1973) The Desirability of a Correctional Ombudsman . に依るところが大きい。
- (14) フィッツハリスは、特殊オンブズマンの例として、刑務所における受刑者の苦情を処理するための刑務所オンブズマンについて、管理首脳部と現場職員とのコミュニケーションが改善する上で役立つ機関として紹介している。
- (15) スウェーデンの消費者オンブズマンに関しては The Swedish Institute (1973) Fact Sheets on Sweden - The Swedish Ombudsmen 等がある。
- (16) この当時、ツヴァイグ (Zweig 1969) によって「立法オンブズマンとして働くソーシャルワーカー」と題する論文や、ペイン (Payne 1972) によって「ソーシャルワーカーにおけるオンブズマン的役割」と題する論文が書かれている。福祉オンブズマンという名称は、まだ登場していないが、ソーシャルワーカーとして機能するオンブズマンは、福祉オンブズマンと呼べるのではないだろうか。
- (17) 「行政型オンブズマン」という言葉自体は、小島武司 (1976) 「オムブズマンの構造と哲学 - 監察・相談・苦情処理の法理 - 」『ジュリスト』624. の中でも簡単に紹介されている。
- (18) 渡辺栄文のこの論文は、議会的オンブズマン制度の検討を念頭に置いて執筆されており、行政的オンブズマン制度が議会的オンブズマン制度を研究する場合には必ず取り上げられなければならないとしている。ドラン (Dolan, Paul) は、Pseudo-Ombudsmen, National Civic Review.69 (7). の中で、行政的オンブズマン制度を“疑似オンブズマン”とも呼んでいると、渡辺は紹介している。
- (19) 行政型オンブズマンは、グワンによるニューアークの例を参考に初めて紹介されている。Gwyn, W. B (1974) Barriers to Establishing Urban Ombudsmen, the Case of Newark.
- (20) ワイナーは、アメリカにおける官僚機構と行政的オンブズマン制度について研究し、特に行政的オンブズマン制度に関しては、同氏の編 (1973) による『アメリカの行政的オンブズマン制度』(Executive Ombudsmen in the United States) では、シカゴ、ホノルル、ボストン、ニューヨーク州ナッソー、コロラド州、イリノイ州、ニューメキシコ州、アイオワ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、プエルトリコ等の行政的オンブズマン制度について取り上げ検討している。
- (21) 平松 毅は本書の中で、わが国の行政相談制度について紹介している。
- (22) ドナルド・ローワット (Donald C. Rowat) 教授には、その最も初期のオンブズマン研究論文 (1962) としては、“Parliamentary Ombudsman, International Review of Administrative Science” や、著書 (1965) では『オンブズマン論集 - 現代の護民官』(The Ombudsman: citizen's Defender, 1st.) 等があり、わが国の山本正太郎と同様にオンブズマン研究では第一人者である。本著 (1965) は、「官僚制を民主的にコントロールするためのユニークな機構としてのオンブズマンの重要性」(ローワット = 川野訳 1989: ii) に視点を当て、民主主義国家へのオンブズマン制度の導入をはかることを目的として著されたものである。また他には論文 (1968) “The Spread of the Ombudsman Idea” や著書 (1973) “The Ombudsman Plan (=川野秀之訳『世界のオンブズマン構想』早稲田大学出版部)” 等がある。本著 (1973) では、オンブズマン制度の本質についての考察やオンブズマン制度が必要とされる理由、またオンブズマン制度が世界中に広まった原因やオンブズマン制度と他の類似の苦情処理制度との比較等について述べられている。こうした考察は、今日もなお続けられている課題であり、しかもいま

だ解決に至っていない課題であるということとを合わせ考えると、ローワットのオンブズマン研究は、当時としてはかなり本質を見据えた段階にまで達していたと推察される。また、ローワットは、オンブズマン制度が成功するための要件についても、独自の考えを述べている点は重要であり興味深い。

- (23) 例えば、山下賢一「オンブズマン制度」『産大法学』15 (3)、枝根 茂「オンブズマン制度研究序説」『憲法研究』17、平松 毅「オンブズマン制度」『現代行政法大系』3 (有斐閣)、佐藤 竺「オンブズマン考」『季刊行政管理研究』40、等。
- (24) 行政相談制度は、日本型オンブズマンとして海外には紹介されており、その業務としては、苦情相談、苦情申し立て人への助言、関係行政機関への苦情の通知等である (行政相談委員法第2条)。
- (25) 検討期 (1984年) に著されたモンク等 (Monk, et al. 1984) の研究書では、老人福祉施設でのオンブズマン実践を報告している。

#### 【文献】

- 市原昌三郎 (1981) 「オンブズマン制度序説」『公務委季報』46. 財団法人老季協会。
- 片岡寛光 (1980) 「オンブズマン制度とわが国への導入」『自治研究』57 (7), 良書普及会。
- 小島武司 (1976) 「オムズマンの構造と哲学 - 監察・相談・苦情処理の法理 - 」『ジュリスト』624, 23-34.
- 小島武司・外間 寛編 (1979) 『オムズマン制度の比較研究』中央大学出版部。
- 島田 肇 (2004) 「わが国におけるオンブズマン制度の研究動向 - 福祉オンブズマンまでの研究背景 - 」『行政苦情救済 & オンブズマン』13, 社団法人 全国行政相談委員連合協議会。
- 園部逸夫 (1967) 「ウォルター・ゲルホン『オムズマン・その他 - 九つの国々における護民官達 - 』」『ジュリスト』366, 133-136, 有斐閣。
- 萩原金美 (1976) 「私的オンブズマンと行政調停制度 - 日本弁護士連合会オンバツマン制度研究委員会の調査研究活動に関連して - 」『ジュリスト』624, 35-42, 有斐閣。
- 早川武夫 (1966) 「日本における公務員との紛争の解決 (五)」『ジュリスト』342, 99, 有斐閣。
- 林屋礼二 (2002) 『オンブズマン制度 - 日本の行政と公的オンブズマン』岩波書店。
- 渡辺栄文 (1979) 「行政オンブズマン論」『鹿児島経大論集』20 (3), 鹿児島経済大学学会。
- Anderson, S. V. (1969) Ombudsman Papers.
- Anderson, S. V. and Moor, J. E. (1972) Establishing Ombudsman Office, Recent Experience in the United States.
- Anderson, S. V. (1973) Comparing Classical and Executive Ombudsmen, Wyner, A. J. ed. Executive Ombudsmen in the United States.
- Caiden, Gerald C. ed. (1983) Internationa Handbook of the Ombudsman, Evolution and Present Function, Vol. 1, 2.
- Dolan, Paul (1969) "Pseudo-Ombudsmen," National Civic Review.69 (7).
- Fitzharris, T. L. (1973) The Desirability of a Correctional Ombudsman 45.
- Gellhorn, Walter (1966) Ombudsmen and Others, Citizens' Protectors In Nine Countries, Harvard University Press.
- Monk, A., Kaye, L. W. And Litwin, H. (1984) Resolving Grievances in the Nursing Home.

- Payne, J. E. (1972) Ombudsman Role for Social Workers.
- Rowat, D. C. (1973) The Ombudsman Plan. (=1989, 川野秀之訳『世界のオンブズマン構想』早稲田大学出版部.)
- Stacey, F. (1978) Ombudsmen Compared. (=1980, 宇都宮深志・砂田一郎監訳『オンブズマンの制度と機能』東海大学出版会.)
- Weeks, K. M. (1973) Ombudsmen Around the World, A Comparative Chart.
- Wyner, A. J. (1973) Executive Ombudsmen and Criticism of Contemporary American Public Bureaucracy, Wyner A. J. ed. Executive Ombudsmen in the United States.
- Zweig, F. M. (1969) The Social Worker As Legislative Ombudsman.

【表1】 諸外国とわが国におけるオンブズマン制度の研究

★日本語文献冒頭の〈B〉は書籍を表す。★日本語文献末尾の〔 〕数字は、影響を受けた外国文献を表す。 2004.11.29 現在

年号	諸外国	日 本	その他
1956	A	あ	①衆・参議院法制局＝国立国会図書館調査立法考査局＝内閣法制局訳 スウェーデン王国政体書（1809年）
1957	B	い	
1958	C	う	
1959	D	え	
1960	E	お	①西 迪雄「デンマークの国会の新しい機能 - 行政監察制度をめぐって -」『法律時報』32（13）
1961	F	か	
1962	G	き	①山本正太郎「行政上の監察とその機能」『法と政治』12（4）、関西学院大学法政学会。
1963	H	く	①山本正太郎「行政救済と Ombudsman」『法と政治』13（4）、関西学院大学法政学会。（E1, G1）
1964	I	け	①石井五郎「スウェーデン・デンマークの国会監査委員制度」『外国の立法』1。 ②石井五郎「ニュージーランドの国会監査委員法」『外国の立法』9。 ③石井五郎「ニュージーランドの国会監査委員法案その後」『外国の立法』11。 ④山本正太郎「行政上の執行と個人の権利保護」『法と政治』15（2）、関西学院大学法政学会。 ⑤山本正太郎「行政監察長官制度の発展」『ジュリスト』306、有斐閣。
1965	J	こ	①山本正太郎「行政上の不服とあっせんんの機能（1）（2）」『法と政治』16（1）（2）、関西学院大学法政学会。 ②真砂泰輔「論説 フィアット・レポートについて - イギリス行政法学の一断面 -」『熊本法学』3、熊本大学法学会。 ③石井五郎「米国議会に Ombudsman 提案」『外国の立法』14。

1966	K	① Walter Gellhorn, <i>Ombudsman and others, Citizens, Protectors in Nine Countries.</i> (訳あり, 1966)	さ	①池上美智子「国会監察委員法(カナダ/立法紹介)『外国の立法』23. ②早川武夫訳「日本における公務員との紛争の解決(一)～(五)」『ジュリスト』338～342。(K①) ③成富信夫「OMBUDSMAN」『ジュリスト』352, 有斐閣。 ④岩佐忠哉「日本における公務員との紛争の解決(記者あとがき)」『ジュリスト』346。
1967	L	①Charles S. Acher. <i>The Grievance Man or Ombudsmania.</i>	し	①池上美智子「イギリス・1967年国会行政監察委員法」『外国の立法』2。 ②團部逸夫訳「オンブズマン・その他・九つの国々における護民官選」(Walter Gellhorn, Ombudsman and others, <i>Citizens, Protectors in Nine Countries.</i> )『ジュリスト』366。 ③綿貫芳源「行政相談委員・わが国におけるオンブズマン Ombudsman (1)～(4)」『自治研究』43(2)～(5)。(さ②)
1968	M	①Donald. Rowat. Ed., <i>The Ombudsman: Citizens/Defender. 2nd ed.</i> ②Rowat, ed., <i>The Spread of the Ombudsman Idea.</i> ③Stanley V. Anderson. Ed., <i>Ombudsman for American Government?</i> ④Bertil Wennergren, <i>The Rise and Growth of Swedish Institutions for Defending the Citizen Against Official Wrongs, The Annals of the American Academy of Political and Social Science.</i> ⑤Kurt Hanns Ebert, <i>Der Ombudsman in Großbritannien.</i> ⑥J. F. Garner, <i>The British Ombudsman.</i> ⑦Geoffrey Marshall, <i>The British Parliamentary Commissioner for Administration.</i>	す	①成富信夫「オンブズマン続編」『ジュリスト』391。 ②平松 毅「国政監察制度の歴史的考察 - オンブズマンについて」『法學論叢』83(2), 京都大学法学会。(K①, M②)
1969	N	①The Citizen and his Council: <i>Ombudsmen for local Government?</i> ②S. V. Anderson, <i>Ombudsman Papers.</i> ③Dolan, Paul. "Pseudo-Ombudsmen," <i>National Civic Review</i> , 69 (7).	せ	①手島 孝「オンブズマンの制度 - 問題性克服の方途の模索(その二) - 」『現代行政国家論』, 勁草書房。 ②楠元 茂「行政上の苦情処理と Ombudsman 思想」『商経論叢』18, 鹿児島県立短期大学商経学会。(K①, M②)
1970	O	①Bernard Schwartz, <i>The Parliamentary Commissioner and his Office, The British Ombudsman in Operation.</i>	そ	①平松 毅「スウェーデンにおける行政統制 - 国政監察制度を中心として - 」『山口大学教育学部研究叢書』19(1)。 ②團部逸夫「オンブズマン制度」『渡辺古希記念論集』, 日本評論社 ③團部逸夫「新しい抑制機構 - オンブズマン - 」ジュリスト『増刊現代の法理論』, 有斐閣。(L②, M①) ④山田徹彦・平松 毅「デンマークの行政監察制度」『宇都短大学術報告』6。

1971	P	<p>①Sir Edmund Compton, <i>The British Ombudsman as an Instrument of Parliament.</i>  ②Paul Jackson, <i>The Work of the Parliamentary Commissioner for Administration.</i>  ③Frank Starcy, <i>The British Ombudsman. Oxford U. Pr.</i>  ④David Foulkes, <i>The Discretionary Provisions of the Parliamentary Commissioner Act, 1967.</i></p>	た	<p>①成富信夫「オンバツマン」『自由と正義』22 (1), 日本弁護士連合会。(ざ②)</p>	
1972	Q	<p>①J. Hansen. <i>Die Institution des Ombudsman.</i>  ②S. V. Anderson. &amp; J. E. Moore. <i>Establishing Ombudsman Office.</i>  ③Lionel H. Cohen, <i>The Parliamentary Commissioner and the "M. P."</i></p>	ち	<p>①報告「オンバツマン制度研究委員会」1972年～1974年、『自由と正義』23 (12), 24 (12), 25 (12), 日本弁護士連合会。  ②麻生 茂「ドイツの連邦議会防衛受託者制度」『レファレンス』255。  ③池上美智子「ハワイ州議会の行政監察制度」『レファレンス』255。  ④スウェーデン大使館「スウェーデンのオンブズマン」。  ⑤川野秀之「イギリスにおける議会コミッショナー制度の成立過程」『政治研究』2。  ⑥川野秀之「オンブズマン研究序説」『早稲田政治公法研究』創刊号。  ⑦座談会「行政救済制度は生きているか」『自由と正義』23 (10), 日本弁護士連合会。</p>	
1973	R	<p>①Alan J. Wyner. Ed. <i>Executive Ombudsmen in the United States.</i>  ②Gregory, R. &amp; Alexander, A. <i>Our Parliamentary Ombudsman.</i>  ③Kent M. Weeks. <i>Ombudsmen Around the World: A Comparative Chart.</i>  ④S. V. Anderson. <i>Comparing Classical and Executive Ombudsmen.</i>  ⑤Rowat, D. C. <i>The Ombudsman plan.</i> (訳あり, 1989)  ⑥Timothy L., F., <i>The Desirability of a Correctional Ombudsman.</i></p>	つ	<p>①川野秀之「スウェーデンにおける行政機構の特徴とその問題点」『早稲田政治公法研究』2。  ②高須祐三「スウェーデンの Ombudsman - 『近代国家』超克への一つの途」『経済集志』43 (4), 日本大学経済学研究会。  ③下山英二「行政裁判と人権」『公法研究』35, 有斐閣。</p>	
1974	S	<p>①William B. Gwyn. <i>Barrier to Establishing Urban Ombudsmen.</i>  ②Hill, L. B., <i>Parliament and the Ombudsman in New Zealand.</i></p>	て	<p>①川野秀之「ノルウェーにおけるオンブズマン制度の特徴」『政治研究』4。  ②平松 毅「議会による行政統制」『公法研究』36, 有斐閣。  ③川野秀之「スウェーデンにおけるオンブズマン制度の現状 (1)」『玉川大学文学部叢書』14, 15。  ④国立国会図書館調査立法考査局訳「スウェーデン王国政体法、国会法」。</p>	

1975	T	①Gregory, R. & Hutchesson, P. <i>The Parliamentary Ombudsman.</i>	と	①川野秀之「オンブズマン制度成立小史 - スウェーデンの場合 -」『玉川大学文学部叢書』16. ②荻原金美「オンブズマン制度の動向についてなど」『自由と正義』26 (2). (L2), L(2) ③池上美智子「オーストラリアにおける議会行政監察官制度 (上) (下)」『レファレンス』290, 292. ④川野秀之「スウェーデンにおけるオンブズマン制度の現状 (続)」『玉川大学文学部論叢』15. ⑤渡辺栄文「オンブズマン論序説 (1) (2) (3)」『都市問題』66 (3) - (5).
1976	U	①Hill, L. <i>The Model Ombudsman: Institutionalizing New Zealand's Democratic Experiment.</i> ②Ulf Lundvik, Gunnar Thyresson, Bertil Wennergren, <i>The Swedish Parliamentary Ombudsman, 2nd. ed.</i>	な	①萩原金美「私的オンブズマンと行政調停制度 - 日本弁護士連合会オンパッツマン制度研究会委員会の調査研究活動に関連して -」『ジュリスト』624, 有斐閣. (L2), L(2) ②小島武司「オンブズマンの構造と哲学 - 監察・相談・苦情処理の法理 -」『ジュリスト』624, 有斐閣. (K1), M3, R1⑥, S1① ③真砂泰輔「行政上の非違とその救済方法 - K.C.Wheareの近著を中心として」『行政管理研究』1.
1977	V		に	①橋元 茂「オンブズマン制度と世界オンバズマン会議」『法学セミナー』262, 日本評論社. ②小島武司「最高オンブズマンの提唱 (上) (下) - ヒューマンな紛争解決システム創設の必要性」『NBL』135, 136, 商事法務研究会. ③園部逸夫「行政法の観点から見たオンブズマン」『行政管理研究』4. ④小島=外間他「行政機関等による行政苦情処理制度に関する調査研究 - オンブズマン制度を中心として -」『行政管理研究』4. ⑤成富信夫「オンパッツマン」『別冊オンブズマン』1, オンブズマン研究所. ⑥芋坂和邦「諸外国のオンブズマン制度」『自治研究』53 (8), 良書普及会. ⑦松井 稔「スウェーデン及びフランスにおける行政評価・監査の発展と現況」『自治研究』53 (4). ⑧松井 稔「イギリスの国会コミッションナー (オンブズマン) 制度の問題点とその克服」『行政管理研究』4. ⑨渡名喜庸安「住民参加の課題とオンブズマン制度 - イギリスの地方行政監査委員会を素材として -」『都市問題研究』29 (11), 都市問題研究会.
1978	W	①Pugh, I. <i>The Ombudsman-jurisdiction, power and practice.</i> ②Stacey, F. <i>Ombudsmen Compared.</i> (訳あり, 1980) ③Harlow, C. <i>Ombudsmen in Search of a role.</i> ④Weeks, K. M. <i>Ombudsmen Around the World, 2nd.</i>	ぬ	①渡辺栄文「オンブズマン制度の一般理論 (1) (2)」『鹿児島経大論集』19 (2) (3), 鹿児島経済大学学会. (G2), M2③, R1③④⑤ ②川野秀之「オンブズマンの制度化過程 - 比較行政監察制度論序説 (1)~(4)」『社会科学研究』24 (1)~26 (1). (K1), M1③, N2, R3⑤, U1, W②

1979	X	
	<p>①Lewis, N. <i>The case for change in the ombudsman service.</i></p> <p>②Powles, G. <i>Special referral sections in ombudsman statutes.</i></p> <p>③Ibrahim al-Wahab. <i>The Swedish Institution of Ombudsman.</i></p>	<p>① &lt;B&gt; 小島=外間他「オンブズマン制度の比較研究」『日本比較法研究所研究叢書』4, 中央大学出版部, (R④)</p> <p>② 宇都宮深志「オンブズマンの制度的特質の比較考察 - スウェーデン・イギリス及びハワイの事例 -」『行動科学研究』13 (1), 東海大学基礎社会科学研究所.</p> <p>③ 平松 毅=堀久美子「各国オンブズマン制度の現状と動向」『季刊行政管理研究』7, (財) 行政管理研究センター.</p> <p>④ 平松 毅=堀久美子=川崎和代「特殊オンブズマン制度の現状と動向 (上) (下)」『季刊行政管理研究』8~9, (財) 行政管理研究センター.</p> <p>⑤ 高須祐三「スウェーデンの転換期における社会政策」『能力開発シリーズ』54.</p> <p>⑥ 潮貝憲三郎「スウェーデンのオンブズマン」核心評論社</p> <p>⑦ 平松 毅「スウェーデン・オンブズマン」オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書.</p> <p>⑧ (財) 行政管理研究センター「スウェーデン・オンブズマン、オンブズマンに対する指令に関する法律 (1975年)」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑨ 平松 毅「デンマーク・オンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑩ (財) 行政管理研究センター「デンマーク・オンブズマン法」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑪ 三沢潤生「イギリスのオンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究』.</p> <p>⑫ 堀久美子「イギリスのオンブズマン・議会コミッションナー制度 -」『行政と管理』25.</p> <p>⑬ 砂田一郎「アメリカへのオンブズマン導入の問題点 - その制度化を制約する要因と促進する要因 -」『行政科学研究』13 (1) 東海大学基礎社会科学研究所.</p> <p>⑭ 渡辺保男「アメリカ合衆国及びカナダのオンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究』.</p> <p>⑮ (財) 行政管理研究センター「アメリカ合衆国ハワイ州オンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究』.</p> <p>⑯ 渡辺保男「アメリカ合衆国及びカナダのオンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑰ (財) 行政管理研究センター「カナダ・オンタリオ州オンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑱ 山内和夫「フランスのオンブズマン制度とその活動」『行動科学研究』13 (1).</p> <p>⑲ 三沢潤生「フランスのオンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>⑳ (財) 行政管理研究センター「フランス Mediateur」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>㉑ 平松 毅「ドイツ連邦共和国フアルツ州オンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>㉒ (財) 行政管理研究センター「西ドイツ連邦共和国、ラインランド、フアルツ州オンブズマン 1974年5月3日のラインランド・フアルツ州オンブズマンに関する法律、1975年ラインランド・フアルツ州議会議事規則第14章請願」.</p> <p>㉓ 古野豊秋「オーストリアにおけるオンブズマン制度」『法学新報』86 (1) (2) (3), 中央大学法学会.</p> <p>㉔ 平松 毅「スイス連邦共和国チューリッヒ市オンブズマン」『オンブズマン制度に関する調査研究結果報告書』.</p> <p>㉕ 福寿幸男「オンブズマン - アメリカ合衆国アイオワ州の場合」『行動科学研究』13 (1).</p> <p>㉖ 渡辺栄文「ローカル・オンブズマン論 (1)~(4)」『都市問題』70 (1)~(4), 東京市政調査会.</p> <p>㉗ 堀久美子「オンブズマン制度に関する調査研究」『自治研』231.</p> <p>㉘ 渡辺栄文「行政オンブズマン論」『鹿児島経大論集』20 (3), 鹿児島経済大学学会. (R①) (N③)</p>

<p>1980 Y</p>	<p>の</p>	<p>①清原政忠『「オンブズマン」はスーパーマンか・スウェーデンの行政統制 - 』『朝日ジャーナル』1106。          ②岡野加穂留「オンブズマン - オンブズマンの設置に積極的であつたわしが、次第に消極的に傾いてきたその理由 - 』『経済往来』32 (6)。          ③元山 健「わが国におけるオンブズマン論議の現状と課題」『法律時報』52 (8)。          ④園部逸夫「オンブズマン制度について」『書斎の窓』296。          ⑤衆議院各国議会制度並びに政治経済調査議員団「スウェーデンのオンブズマン制度について」『衆議院各国議会制度並びに政治経済調査議員団報告書』。          ⑥フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「スウェーデンのオンブズマン」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑦フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「デンマークのオンブズマン」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑧フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「ノルウェーのオンブズマン」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑨フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「世界に広がるオンブズマン - フィンランド - 』『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑩フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「英国 - 行政監察ローカルコミッションナー」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑪フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「英国 - 医療サービスコミッションナー」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑫フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「英国 - 行政監察のための議会コミッションナー」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑬フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「世界に広がるオンブズマン - ニュージールランド」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑭フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「世界に広がるオンブズマン - 米国 - 』『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑮フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「カナダの州オンブズマン」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑯フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)「フランスのメディアトール」『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。          ⑰吉田善明「イギリスのオンブズマン (議会コミッションナー) 制の現状と問題点」『法律論叢別冊』。          ⑱ &lt;B&gt; フランク・ステイシー (宇都宮深志=砂田一郎監訳)『オンブズマンの制度と機能 - 世界 10 かの国の比較研究』, 東海大学出版。</p>	<p>オンブズマン制度研究会発足 (2月)</p>
---------------	----------	--	---------------------------

1981	Z	<p>①Staney V. Anderson, <i>Ombudsman Readings</i>.          ②Randell E. Yang. <i>Readings on Ombudsmanship</i>.          ③Kuan Hisn-Chi, <i>The Jurisdiction and Powers of the British Ombudsman</i>.          ④Ulf Lundvik, <i>The New Zealand Ombudsman</i>.</p>	<p>①市原昌三郎「オンブズマン制度序説」『公務季報』46.          ②片岡寛光「オンブズマン制度とそのわが国への導入」『自治研究』57 (7).          ③岸本弘一「監調の課題 オンブズマンとは何か」『中央公論』, 中央公論社.          ④行政管理庁行政監察局監修「オンブズマン・国民の行政監視の試み -」第一法規出版.          ⑤竹崎 孜「女性運動と男女平等オンブズマン」『スウェーデンの実験』, 講談社現代新書.          ⑥賀谷一照「フランスにおける行政改革」『法律時報臨時増刊』, 日本評論社.          ⑦林 修三「日本のオンブズマン制度の構想について」『法律時報臨時増刊』, 日本評論社.          ⑧山下賢一「オンブズマン制度」『産大法学』15 (3).          ⑨宇都宮深志「オンブズマンの構造と機能」『都市問題』33 (1).          ⑩平松 毅「情報公開とオンブズマン制度」『ジュリスト臨時増刊号・情報公開・プライバシー』有斐閣.          ⑪同上「オンブズマン制度の課題」『ジュリスト』750, 85-91, 有斐閣.</p>	<p>オンブズマン制度研究会中間報告 (7月)</p>
1982	a	<p>①Gwyn, W., <i>The Ombudsman in Britain</i>.          ②Ulf Lundvik, <i>The Swedish Ombudsman's Policy</i>.          ③L. B. Hill, <i>Reform, Justice and the Ombudsman</i>.          ④Haller, W. <i>Der Ombudsmann im Gefüge der Staatsfunktionen</i>.</p>	<p>①宮本忠「オーストラリアの行政制度」『三重法経』.</p>	
1983	b	<p>①Gerald E. . Caiden ed. <i>International Handbook of the Ombudsmen Vol. 1, Vol. 2</i>.          ②Yardley, D. <i>Local ombudsmen in England: recent trends and developments</i>.          ③Serota, B. <i>The evolution of the role ombudsman-comparisons and perspectives, in Caiden</i>.          ④Maloney, M. <i>The ombudsman as mediator, reformer and fighter?</i></p>	<p>①平松 毅「情報公開 - 各国制度のしくみと理論」有斐閣.          ②〈B〉石村善治編『情報公開 - その原理と展望 -』法律文化社.          ③佐藤 功「オンブズマン制度の導入について - 新しい行政救済・監視制度として」『民事研究』322.          ④楠本 元「オンブズマン制度研究会」の日本におけるオンブズマン制度の構想について」法学論集 18 (1) (2).</p>	
1984	c	<p>①Clothier, C. <i>Legal problems of an ombudsman</i>.          ②Commonwealth Ombudsman (1983-4) <i>Annual Report</i>.          ③Bratton, K. <i>The Work of the Commissioner for Local Administration in Scotland 1975-1983</i>          ④Clark, D. <i>The citizen and the administrator in France</i>.          ⑤Monk, A., Kaye, L.W. And Litwin, H. <i>Resolving Grievances in the Nursing Home</i>.</p>	<p>①枝根 茂「オンブズマン制度研究序説」『憲法研究』17.          ②平松 毅「オンブズマン制度」『現代行政法大系』3, 有斐閣. (a②③, b①, G③④, J①, K①, N②, M④, P①②③, Q③, R③, U②, W②④, X③, Z③)          ③近藤昭三「行政監察法総説」『現代行政法大系』3, 有斐閣.          ④塩路耕次「行政監察の制度と実際」『現代行政法大系』3, 有斐閣.          ⑤宮地清郎「行政上の苦情処理」『現代行政法大系』3, 有斐閣.          ⑥今川 晃「アメリカのオンブズマン - 都市における議会型オンブズマンの意義と現状」『季刊行政管理研究』28.</p>	

1985	d	①Rowat, D. <i>The Ombudsman Plan. (2nd)</i> ②Jent-Sorensen, I., <i>Der danische Ombudsmann.</i>	は		
1986	e	①Clothier, C. <i>The value of an ombudsman.</i> ②Uppendahl, H., <i>Ein Deutscher Ombudsman.</i>	ま	①総務庁行政監察局「オンブズマン制度研究会報告」。 ②総務庁行政監察局監修「オンブズマン制度 - 行政苦情救済の新たな方向 -」第一法規出版。 ③園部逸夫「オンブズマン制度の導入について」『ジュリスト』868, 有斐閣。 ④萩原金美「スウェーデンの司法」弘文堂。 ⑤今川 晃「オンブズマンの意義と役割 (1) ~ (2) - 1970年代以降のアメリカの諸都市を例として -」『自治研究』62 (4号) ~63 (5), 良書普及会。	総務庁オンブズマン制度研究会最終報告書 (6月)
1987	f		み	①佐藤 達「オンブズマン考」『季刊行政管理研究』40。 ②園部逸夫「オンブズマンの類型と日本型オンブズマン」『季刊行政管理研究』40。 ③枝根 茂「オンブズマン制度研究会最終報告と問題点」『季刊行政管理研究』40。 ④枝根 茂「オーストラリアの連邦オンブズマン」『月刊そうむちょう』37。 ⑤ (財) 地方自治協会「地方公共団体における監査委員制度 - その実態と改革の方向 -」 (財) 地方自治協会。	
1988	g	①Bell, C. and Vaughan, J., <i>The Building Societies Ombudsman: a customers champion?</i> ②Caiden, G. <i>The challenge of change. Fourth International Ombudsman Conference Papers.</i> ③Crawford, C. <i>Complaints, codes and ombudsmen in local government.</i> ④Friedmann, K. <i>Realisation of ombudsman recommendations.</i> ⑤Haller, W. <i>The place of the ombudsman in the world community.</i> ⑥Wiltshire, K. <i>The ombudsman and the legislature.</i>	む	①平松 毅「スウェーデンにおける雇用機会均等法と機会平等オンブズマンの活動」『季刊行政管理研究』75。	
1989	h		め	① (B) D.C.ローワット (川野秀之監訳)『世界のオンブズマン構想』早稲田大学出版部。 ② (B) 園部逸夫『オンブズマン法』弘文堂。	
1990	i	① <i>Guide to the Local Government Ombudsman Service.</i> ② Drewry, G. and Harlow, C. <i>A cutting edge? The Parliamentary Commissioner and MPs.</i>	も	①安藤高行「イギリス地方オンブズマンの活動 (上)」『季刊行政管理研究』52。 ②川野秀之「オンブズマンの制度化 - その現状と問題点 -」『年報行政管理研究』24. (M1), Z1② ③川野秀之「オンブズマン制度の源流」『社会科学討究』35 (3)。 ④関 哲夫「ロシア型オンブズマン (検事監視) 制度の成立と展開」『日本法學』64 (1)。	

1991	j	<p>①Giddings, P. and Persons, J. <i>The health service commissioner.</i>          ②Hayes, M. <i>Emerging issues for ombudsmen.</i>          ③Lee, S. <i>Ombudsmen over all our shoulders.</i>          ④Meriden. <i>Conference Report on the U. K. Ombudsman Conference.</i>          ⑤Moore, V. <i>Some reflections of the role of the ombudsman.</i>          ⑥Flekkoy, M. G. , <i>A Voice for Children:Speaking Out As Their Ombudsman.</i></p>	や	<p>①安藤高行「イギリス地方オンブズマンの活動(下)」『季刊行政管理研究』53.</p>	
1992	k	<p>①Lewis, N. <i>The Classical Ombudsmen.</i>          ②Gregory, R. . and Person, J., <i>The Parliamentary Ombudsman after twenty-five years: problems and solutions.</i></p>	ゆ		
1993	l	<p>①Hawke, N. , <i>The Ombudsman: Twenty-five years on.</i></p>	よ	<p>①小林 節「英仏のオンブズマン制度の実態」『(声部信喜先生古稀祝賀) 現代立憲主義の展開(下)』有斐閣          ②杉山克彦「川崎市におけるオンブズマン制度について」『判例タイムズ』815, 判例タイムズ社.</p>	
1994	m	<p>①Seneviratne, Mary. <i>Ombudsmen in the Public Sector.</i>          ②Matscher, F. , <i>Ombudsmann in Europa.</i>          ③Marias, E. A. And European Institute of Public Administration, <i>The European Ombudsman.</i></p>	ら	<p>①枝根 茂「世界九か国のオンブズマン制度の現状と課題(上)(下)」『ジュリスト』1054, 1055.          ②小林 節「日本の行政相談制度とオンブズマン」『ジュリスト』1054.          ③植松 健「国際オンブズマン・シンポジウムの結果と行政相談制度」『ジュリスト』1054.          ④杉山克彦「川崎市『市民オンブズマン』の実情」『ジュリスト』1054.          ⑤〈B〉安藤高行『情報公開・地方オンブズマンの研究』法律文化社          ⑥植松 健「オンブズマン・行政相談・行政手続・公正・透明で信頼される行政を目指して-」の成果と行政相談制度への期待」『季刊行政管理研究』67, (財) 行政管理研究センター.</p>	
1995	n	<p>①Gammeltoft-Hansen, H. And Axmark, F. , <i>The Danish Ombudsman.</i></p>	り	<p>①潮見憲太郎『オンブズマンとは何か』講談社</p>	
1996	o		る	<p>①今川 晃「イギリスの地方政府の苦情処理制度に何が求められているか?」『季刊行政管理研究』73.          ②讀岐 建「英国の議会コミッションナー制度」『議会政治研究』37.          ③鈴木秀美「ドイツ・オンブズマンと請願委員会」『議会政治研究』37.          ④多賀谷一照「フランス型オンブズマン制度の特性」『議会政治研究』37.          ⑤島田 肇「身体障害者療護施設における人権擁護機関」『福祉労働』71.          ⑥平松 毅「国会(参議院) オンブズマン制度」『関西学院大学法政学会』47 (2)・(3).          ⑦外山公見「長寿社会と福祉オンブズマン制度」『政経研究』33 (1), 日本大学法学会.          ⑧〈B〉株式会社編『株式オンブズマンは何をめざすか』かもかわ出版.          ⑨佐藤英世「わが国のオンブズマン制度の諸問題」(一) ~ (三)『産大法学』30 (2)-31 (1), 京都産業大学法学会.</p>	

1997	p	①James, Rhoda. <i>Private Ombudsmen and Public Law.</i>	れ	①大橋洋一「福祉オンブズマンの制度設計とその運用(上)」『自治研究』73(5). ②大橋洋一「福祉オンブズマンの制度設計とその運用(下)」『自治研究』73(6). ③同上「福祉オンブズマンの制度設計」『法政研究』63(3),九州大学法政学会. ④岡本三彦「スイスにおけるオンブズマン制度の成立と展開」『早稲田政治公法研究』56. ⑤カム・チウ・ウン「マレーシアにおける苦情処理の現状と課題」行政苦情救済・オンブズマン大阪フォーラム. ⑥<B>安藤高行「地方オンブズマン」『憲法の現代的諸問題・情報公開・地方オンブズマン・議員 免責特権・良心の自由・』法律文化社.
1998	q	①Grant, Mark. <i>The Pensions Ombudsman: Powers, Procedures and Decisions.</i> ②Gilling, B., <i>The Ombudsman in New Zealand, Dunmore Pr.</i> ③Gottreher, D. M., <i>Ombudsman and Human Rights.</i>	ろ	①ブライアン・エルフッド「ニュージーランドにおけるオンブズマンの現状と課題」行政苦情救済・オンブズマン仙台フォーラム. ②アブドウル・シャクル・サラム「ハキスタンにおけるオンブズマンの現序と課題」行政苦情救済・オンブズマン仙台フォーラム. ③<B>辻 公雄『実践的市民権論・市民の視点とオンブズマン活動』花伝社. ④小林慶太郎「行政監視制度に関する一考察(1)」『都市問題』89(9), 109-118. ⑤同上「行政監視制度に関する一考察(2・完)」『都市問題』89(11), 103-113. ⑥和賀賢太郎「わが国のオンブズマン制度に関する議論の動向とその展望」『経営研究』7, 55-73, 山梨学院短期大学経営学科.
1999	r	①Reif, Linda C. ed., <i>The International Ombudsman Anthology.</i>	わ	①アンドリュウ・ソウ「オンブズマン：国民にどのように奉仕するべきか - 香港オンブズマン」行政苦情救済・オンブズマン広島フォーラム. ②マリー・ノエル・バターンソン「ヴァヌアツにおけるオンブズマンの課題」行政苦情救済・オンブズマン広島フォーラム. ③<B>篠原 一・林屋礼二『公的オンブズマン』信山社. ④高橋流里子「施設単独型オンブズマンの実態からみた福祉オンブズマンの課題」『日本社会事業大学研究紀要』46. ⑤島田 肇「なぜ、福祉にオンブズマンが必要なのか」『おはよう21』12. ⑥高橋五江「我が国における福祉オンブズマンの現状と課題」『淑徳大学社会学部研究紀要』33, 1-15. ⑦<B>窪 則光『この指とまれオンブズマン』花伝社.
2000	s	①Gregory, R. And Giddings, P. J., <i>Righting Wrongs: The Ombudsman In Six Continents.</i> ②Heeds, K., <i>European Ombudsman.</i>	を	①永和良之助「権利擁護と福祉オンブズマン活動について」『総合社会福祉研究』17号, 48-58. ②<B>福祉オンブズマン研究会『福祉“オンブズマン”』中央法規出版. ③<B>特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン編『患者の権利オンブズマン』明石書店.

2001	t	ん	<p>①岩淵忍二「施設オンブズマン活動の現状と課題 - 青森「八」ネットの試み」『社会福祉研究』81.</p> <p>②浜田和則「社会福祉法人が行う苦情解決の取り組み - 第三者委員と介護オンブズマン」『月刊福祉』84 (11).</p> <p>③日本弁護士連合会『施設オンブズマン制度の現状と弁護士の役割に関する報告書』.</p> <p>④川野秀之「わが国へのオンブズマン制度導入を巡る議論と行政相談制度」『行政苦情救済 &amp; オンブズマン』創刊号, (財) 全国行政相談委員連合協議会.</p> <p>⑤〈B〉宇都宮深志『公正と公開の行政学 - オンブズマンと情報公開の新たな展開』三嶺書房.</p> <p>⑥〈B〉篠原 一編『警察オンブズマン』信山社.</p>
2002	u	が	<p>①森長 秀「公的オンブズマン制度に関する一考察 - 一般型オンブズマンと福祉オンブズマンとの比較を踏まえて - 」『法政論叢』38 (2), 日本法政学会.</p> <p>②北場 勉「介護保険の苦情処理とオンブズマン機能」『社会事業研究』41, 日本社会事業大学社会学社学会.</p> <p>③高山直樹「地域ネットワーク型福祉オンブズマン」『都市問題』93 (9).</p> <p>④山口康弘「福祉オンブズマンの役割と人材育成」『都市問題』93 (9).</p> <p>⑤高橋五江「福祉オンブズマンの現状と課題」『都市問題』93 (9).</p> <p>⑥松端克文「施設オンブズマン活動の役割・機能と今後の課題 - 知的障害者更生施設『淀川暖気の苑』での活動を通じて」『地域福祉研究』30.</p> <p>⑦〈B〉林屋礼二『オンブズマン制度』岩波書店.</p> <p>⑧高谷よね子「諸外国における権利擁護と福祉オンブズマン」『都市問題』93 (9).</p>
2003	v	ぎ	<p>①藤野ゆき「労働基準オンブズマンの成立課題」『労務理論学会誌』12, 163-174.</p> <p>②藤谷忠昭「地域福祉におけるオンブズマン制度の意義」『社会学評論』54 (1), 82-96.</p> <p>③河合 康「イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐるオンブズマン提訴事例の特徴」『上越教育大学研究紀要』22 (2), 539-550.</p>
2004	w	く	<p>①Reif, Linda C. <i>The Ombudsman, Good Governance and the International Human Rights System.</i></p>
2005	x	げ	